平成２１年（フ）第６６０３号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番８棟307号、申立時の住所大阪府寝屋川市梅が丘１丁目17番１―709号
破産者　福田　義雄
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７５２号
大阪府豊中市少路１丁目14番23―409号、開始決定時の住所大阪府豊中市柴原町４丁目２番32号
破産者　福井　重一
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９２７号
大阪市西淀川区佃２丁目７番27号　平野文化201号室、開始決定時の住所大阪市西淀川区佃１丁目26番４―1108号
破産者　中村　篤
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２０３号
大阪市都島区都島南通２丁目14番８号　石原マンション305号
破産者　山村　周平
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２１４号
大阪市西区西本町２丁目１番26―1101号、前住所長野県東筑摩郡波田町5475番地５
破産者　加藤　澄雄
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３３号
大阪市都島区東野田町５丁目11番18―201号
破産者　上平　泰司
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０１６号
大阪市平野区瓜破４丁目１番55号
破産者　奥村　聡
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２０号
大阪市鶴見区今津南１丁目５番30―705号、開始決定時の住所大阪市東淀川区小松２丁目14番27―801号
破産者　稲本　忠志
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８３号
大阪市天王寺区夕陽丘町３番30―1002号
破産者　中川　弘子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１９号
大阪府茨木市庄１丁目４番13号
破産者　山本　実
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目５番６号
破産者　印南　勤
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６３号
大阪府摂津市香露園18番16号
破産者　山田清次郎
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９９号
大阪府枚方市牧野北町６番８―305号、開始決定時の住所大阪府枚方市伊加賀西町２番２―1202号
破産者　大黒　貴志
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１５号
大阪市東淀川区豊新４丁目４番１号
破産者　谷口　葉子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９０号
大阪市鶴見区諸口１丁目12番９―205号
破産者　竹内　一浩
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４８号
大阪府茨木市星見町17番20号、前住所大阪府高槻市城南町２丁目15番６号
破産者　辻　壽子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２６６号
堺市西区上野芝向ヶ丘町２丁19番25号
破産者　南　茂
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４７６号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２番24号
破産者　香川商店こと　中原　健司
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５６８号
堺市東区日置荘西町３丁８番20号、住民票上の住所堺市東区日置荘北町３丁15番30号
破産者　リビングＵＰ初芝こと　森　誠一
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係